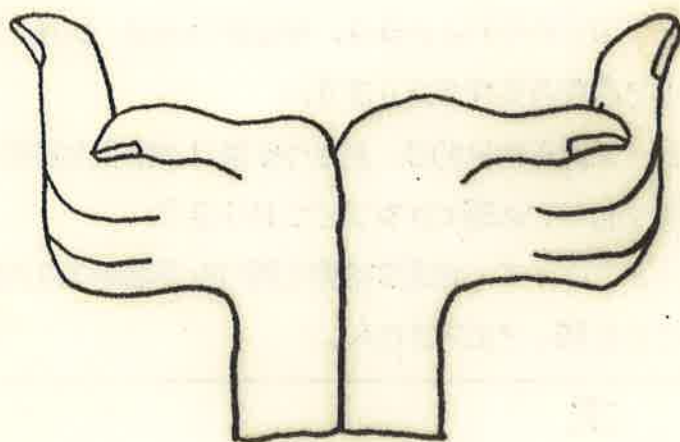


¥100

民 間 連

ニ ュ ー ス

1975.6 創 刊 号



発行

民族差別と闘う連絡協議会

民間連ニュースの発行にあたって

今日、日本社会に存在する在日韓国・朝鮮人 65 万人への地をばうような民族差別は、熾然として存在し続いています。

民族差別がもたらす現実、在日韓国・朝鮮人の人間性を著しく破壊するばかりでなく、抑圧者としての日本人の人間性をも破壊するものであります。

差別が差別を生み出す不条理を克服するには、差別を許さないとする強い姿勢と、確固とした闘いと実践が必要であります。

民族差別を許さないとする闘いは、各地方で取り組まれています。しかし、相互の連絡と交流、あるいは情報の交換は全くないといっても過言ではありません。

差別構造を維持し生産する敵は巨大でかつ狡猾であり、われわれの視野にすら入らないものもあります。そうした敵に抗するには、差別と闘わんとするわれわれの力と英智を結集する以外に方法はありません。

闘いはすでに始まっています。今必要なのは、民族差別と闘うグループの連帯と交流そして情報の交換であります。

民間連ニュースの発行目的は、あたうる限りの情報を提供することによって、民族差別と闘うグループの礎となることにあります。

このニュースによって、地道な活動が続ける運動体相互の連帯が生れ、さらなる発展があることを願って止みません。

目 次

目次レポート	1
尼崎市差別行政斗争（兵庫民連）	3
5・8民連求起集会決闘文／全国からの布ギ文	9
朴君を囲む会・名古屋連絡会の活動	17
名古屋市差別行政斗争（名古屋市民の会）	21
川崎の地域運動	27
神奈川朝鮮問題研究会の活動	33
大阪地域運動研究会	36
大阪行政斗争向題	37
人権を無視した入管当局の強制退去令	38
京都韓国学園問題	41
資料案内	44
編集後記	45

『日立』レポート

1 第一回諮問委員会

2 第二回諮問委員会

3 「日立」への監視と交渉 名古屋

1. 第一回諮問委員会報告 — 差別体質を維持する日立 —

日立斗争に勝利した運動体の大きな成果の一つに、諮問委員会の設置がある。この諮問委員会は、中平弁護士と日立側2名、田む会側代表者3名の計6名によって構成され、日立との確認書及び和解事項に基づき設置されたものである。

第一回目の諮問委員会は、朴君の入社(74.9.2)後の昨年10月14日に中平弁護士事ム所で開かれた。日立側からは、本社勤務部労ム課長・郷田信夫、労ム課主任・最中の両氏が出席。田む会側からは李仁夏牧師、李殷直、佐藤勝巳、中平健吉弁護士の名氏が出席した。委員会の開催にあたり、日立交渉で交された確認書の説明と再確認が行なわれた。次に田む会の委員から社内教育の具体案の提示と実践方法について強い要請が出された。これに対し日立側は、①採用担当者の研修会をもった。②採用にあたっての専門委員会を設置した。③社内教育に関しては多大な時間がかかる。④社内教育の反動として「何故朝鮮人を採用しなければならないのか」という素朴な疑問に対してどう説明するか苦慮している等の回答があったのみである。田む会側委員はさらに①今年(49年度)日立に在日韓国・朝鮮人が何人応募し、何人の合格者がいたのか。②次回までに社内教育の具体案を述べ。③人事部以下、副部長の2名の出席を要望し、散会にした。

2. 第二回諮問委員会報告

第二回の諮問委員会は、75年1月13日、田む会側からの要請で開かれた。今回の委員会開催要請の理由は、朴君の名古屋への配置転換の話が真実であるか否かの問題と、今だに実施される気配のない日立の社内教育の問題の二点である。

開催場所は前回と同様に、銀座の中平弁護士事ム所で開かれ、出席者も前回と同

様に日立側2名、囲む会側3名と中平弁護士1名の計6名の出席で開かれた。前回、囲む会側が要請した日立の人事部長と副部長の出席はなかった。

朴君の名古屋転勤の話は、日立側の説明不足による朴君の誤解によるもので、配置転換の事実もなく計画もないことが日立側から説明され、さっぱりと否定した。

社内教育に関しては、勤労部関係者の教育は機会あるごとに実施しているが、全社的な社内教育に関しては何等計画されていないとの回答であった。

日立側の報告によると1月13日、小田原工場に熊本県庄在の在日韓国人が本名で受験し、合格したとのことである。

囲む会側委員は、日立との間で交わされた確認書、了解事項にのっとり、全社的な社内教育を早急に実施するよう再度強く要請するとともに、教育内容の明示をすることを要求して散会した。

5月現在、日立から社内教育、囲む会側諸問委員会の要求項目等に関する何等の回答もない。

3. 「日立」への監視と交渉——朴君を囲む会・名古屋連絡会

昨年8月の日立糾弾全国包囲斗争の展開のなか、名古屋においても日立名古屋営業所にむけた糾弾交渉が朴君を囲む会・名古屋連絡会の手によってなされた。日立側は、権力をタテに強圧的な対応を示したが、民族差別を許さないとする運動体の果敢な追及のまえに日立本社と同様に民族差別を認め、確認書にそった社内教育の実施と、継続的な話し合いの場を設定することを約束した。

全国の日立営業所に対する抗議斗争のなかで、交渉の継続的場を勝ち得たのは、東京における諸問委員会の場合をのぞいては名古屋のみである。

朴君を囲む会・名古屋連絡会は、この5月に二回目の交渉を持つ予定であり、その交渉内容の結果が注目される。

名古屋の地は、朴君が日立への入社試験を受験した地でもあり、育った地でもある。名古屋連絡会の健闘を祈ってやまない。

民族差別と闘う兵庫県連絡協議会 尼崎市の差別行政撤廃要求運動で勝利する！ 児童手当支給・公営住宅入居資格

尼崎市における児童手当支給・公営住宅入居資格に対する差別行政撤廃要求の運動は、昨年の10月、在日大韓基督教武庫川教会及び同教会青年会として尼崎在日同胞の人権を守る会の三団体によってひきおこされた。74年10月17日、上記三団体の名前で尼崎市長あてに公庫意向状が提出され交渉が開始された。75年5月現在、尼崎市との交渉は4回を数えている。全国的にたかまりゆく差別行政糾弾のなかで、川崎に次いで尼崎においても差別行政撤廃の斗いが勝利した意味は大きいものがある。在日韓国・朝鮮人の权益は、日本政府の同化・追放政策のもとに抑圧され民族差別は日常茶飯事化している。この日常化した差別に対して敢然と立ちあがり、在日韓国・朝鮮人の基本的人権の確立のために運動の火ぶたを切った上記三団体の努力は最大限評価されなければならない。しかし、勝利へのステップに大きな作用をなしたのは、上記三団体をも含めた「民族差別と闘う兵庫県連絡協議会」の結成にあり、全国のヨウ仲間との連帯にあったと言える。

昨年11月8日にはじまった対尼崎市との交渉は、市が差別行政を認めるという形で進展するかのようにあった。しかし、行政の民族差別に対する認識、具体的解決方法は、交渉を重ねるにつれ、恩恵としての支給、単なる制度上の不均衡の是正、県・国への責任転嫁を計る方向性をあらわにし、差別行政への本質的な解決をめざすものとは思えぬ対応を示しはじめた。こうした情勢の推移のなかであって、尼崎在日同胞の人権を守る会は、日本社会の中に地をほうがごとく存在する民族差別を粉碎するために、日常的差別実態の中に依拠した運動を展開すると同時に、広く兵庫県下あるいは関西の民主的在日韓国人グループ、日本人グループに連帯の呼びかけを行い、14団体を糾合するに至ったのである。昨年12月のカ2回尼崎市との交渉においては、この14団体（在日大韓基督教武庫川教会、在日大韓基督教武庫川教会青年会、尼崎在

日同胞の人権を守る会、在日韓国基督教会館(KCC)、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会、在日韓国人民主懇談会、在日外国人の人権を守る会、阪神医療生活協同組合、朴君を囲む会、尼崎連絡会、部活解放同盟尼崎支部、尼崎市職員部落解放研究会、西宮市朝鮮史入門会、新しい教師の会(NTA)、日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会)の名によって、先に出された公南質問書を補足する新たな公南質問書を提出した。

・差別を拡大再生産する尼崎市

「民族差別と闘う兵庫県連絡協議会」に結集した運動体によって設定された交渉団は尼崎市の差別行政に鋭くせまり、差別の現実を教育の場を通して徹底的にゆかなくしなければならないとして、教育委員会の人間をも交渉の場にくませた。

市行政当局は、才二回目の対市交渉の席上〈児童手当〉等の市条例の立法化に際しては、「日本人への支給内容・条件と全く同等なものとする」と確約した。しかし、市行政当局は、新年度の予算を決定する3月の議会に、児童手当の支給に際し、才4子から1500円という日本人の支給内容とはほど遠い格差支給条例を上程し可決してしまった。しかも、運動体との間には何等の事前通告も相談もなく一面的に処理してしまった。さらに、市は「差別をしない許さない」とするスローガンのもとに、「市報あまがさき」に交渉経過の説明もないままに公報記事を掲載してしまった。こうした市当局の行政処理はまさに差別の拡大再生産に他ならない。今まで無権利状態にされていた在日韓国・朝鮮人の差別状況が形を変え新たな差別として存在して来たにすぎない。しかも、行政当局がこうした差別をつくり出すことへの影響は、一般社会の在日韓国・朝鮮人への偏見・差別を肯定するのみでなく、差別を助長することに他ならないのである。

・満身の怒りをこめた徹夜の対市交渉

市当局の不誠実な対応によって運動体が持っていた市への信頼は、根底からくずれてしまった。4月17日、民族差別と闘う兵庫県連絡協議会は、市当局との間の公約を一面的に破られた事への抗議と要求書を提出し、是正を求めた。これに対し、市当局は韓国人について「才四子から一人1500円」としたのは「国が昭和47年から児

児童手当を支給する前、昭和44年から市独自に実施してきた条例によって実施した」と弁明。「次回において市の最高責任者の出席のもとに最終的な回答をしたい」と回答し、オミ四目の対市交渉は終わった。

そして、5月9日、オミ四回目の対市交渉が尼崎市公民館で午後7時より開始された。今回の対市交渉には、全国的な交通ストにもかかわらず、川崎市より在日韓国人日本人の計12名が参加し、運動の広がりという全国の仲間の連帯の強さを示した。交渉には民族差別という兵庫県連絡協議会のメンバーを中心に、京都、大阪からも仲間が参加し約100名に及んだ。市側からは、早崎憲人社会福祉局長以下の12名が出席した。

会場の壁には「民族差別行政を撤廃せよ!」「児童手当の差別支給撤廃せよ!」「公営住宅入居権を完全保障せよ!」「5・9対市交渉に勝利しよう!」「在日韓国人・朝鮮人の民族的権利を保障せよ!」と大書したスローガンが貼られ、参加者の全員が「民族差別を許すな」などと書いたゼッケンをつけ、交渉への断固とした姿勢を見せていた。

交渉の冒頭に、仙台、川崎、名古屋の支援団体からの抗議文が朗読された。交渉は、まず「前回で」の確認事項・復旧事項を糾弾ことから始まり、児童手当の支給額が日本人はオミ子から4000円、在日外国人へはオミ子から1500円という格差支給が差別であると認識しているのか否かが、市当局出席者に向われ、交渉団は文章による回答を求めた。これに対し市は「いったん退席したのち、①児童手当法に差別があることを認める。②市行政当局に実態的差別があることを認める。」と回答した。

交渉団はさらに市行政当局の差別条例に対し鋭く追いつけ、早崎社会福祉局長に再度文章による是正の回答を求めた。局長は、国からの支給については、「昭和51年度実施を目途として前向きに検討する」と回答した。この回答に対し交渉団の民斗連は「現行の条例が差別条例であり、行政当局にも実態的差別があることを認めたにもかかわらず、今後一年間、差別実態を放置し維持することは許せない」と糾弾し、「民族差別を絶対に許すことができない」という強い姿勢と意志を貫いた。これに対し、市当局は、「是正には県国との関係から一年間の猶予が必要」との弁明に固執し、民斗連側との対立が続いた。

民斗連側の速時是正実施と市側の来年度実施という対立が続くなか、民斗連側は市側から出席した一人一人に対して差別認識を問い、再度市行政の差別実態を確認させていった。しかし、彼らは差別撤廃にむけた具体案を何尊提示し得ず沈黙を続けた。

民斗連側は、ここで彼らに対し二以上の責任ある回答を導かれないと判断し、助役の出席ないし、全局長の出席を求めた。交渉は深夜2時に至った。早崎局長は、民斗連側の要求に屈し、草野助役に出席を求める電話をした。しかし助役からの返事は、幹部会を招集した後に答論を出すとして出席を拒んだ。さらに民斗連側は強く助役の出席を求め、局長以下数名を助役宅に迎えに行かせた。助役は自宅をロックアウトし、民斗連側の人間が電話を掛けても出ず、玄関のブザーを押しても応答せずかたく門を閉ざしたまじりであった。やむなく、交渉もあけがたの4時に入り、交渉参加者の疲労も考え交渉を一時中断し、交渉の場を尼崎市庁に移し、助役の出庁を待つて再会することとした。

・ 民斗連の要求に屈した市側

午前8時30分登庁した草野平十郎助役を交渉の場につかせ交渉が再会された。助役は民斗連側の要求する速時実施に対して、新たな予算を組めないとして要求を拒み続け、尼崎市として市なりの差別撤廃にむけた努力をしているとひうきなおった。しかし、助役をはじめとする市当局者の差別認識と撤廃への発想は、差別された権利のないものが格差はみれ権利の一部を与えられたのは差別の撤廃であるという、恩恵的発想である。また単に制度上の格差をなくせばそれが差別撤廃になるという発想は差別の意識構造を温存しながら差別を無意識あるいは意識的に生産してゆく構造をそっくりと残すものでしかない。差別がいかにも人を傷つけ、人間性をむしろばんでゆくか、その事への強い認識と、どんな差別をも許さないとという姿勢が個々人のなかで持たれるべきである。役取や肩書きでは差別を解消することはできない。まず個人として人間として変革がなければならぬ。こうした主張のもとに民斗連側はさらに交渉を続け、ち月議会に改正案を提出することを要求し、要求が入れられるまで交渉を続けるとの強い意志を示した。

5月9日の夜7時より翌10日の午後1時に至る16時間におよぶねばり強いそして

断固とした交渉に市当局もその非を認めざるを得ず、次のように文章回答した。

「昭和50年4月1日施行の本市児童手当支給制度について実態的差別があることを認め、日本人と同等に支給するよう、支給額、支給要件、児童居住要件、選及適用（50年4月1日にさかのぼり）について幹部会において協議し、9月市議会に提案する」

こうして16時間におよんだ徹夜交渉は、民斗連側の勝利に終わった。

川崎市に次いで「差別行政撤廃」を勝ちとった兵庫民斗連の斗いは、決して平穏な道のりではなく民族差別に対する厳しさを想起させる。しかし、尼崎・在日同胞の人権を守る会の在日韓国・朝鮮人のグループの努力は、今後さらに各地で広がるであろう差別行政斗争、あるいは地をほうのように存在する民族差別を地域に根ざした取り組みのなかで斗わんとするグループにとって大いなる励みとなるであろう。

連絡先

- ・ 民族差別と闘う兵庫県連絡協議会

〒661 兵庫県尼崎市善法寺西マサシ73
TEL 06-492-8633

金 義 晴

- ・ 尼崎・在日同胞の人権を守る会

〒660 兵庫県尼崎市道意町5-45

崔 昌 寿

- ・ 在日大韓基督教武庫川教会

〒661 兵庫県尼崎市今北字小袋57

洪 永 其 牧師

尼崎市

在日外国人の児童手当

平等支給を約束

尼崎市の住居國人への見立
手邊川をめぐつて 民族差別と
關つた其選舉協賛會(昨日大朝
新聞大阪川教會を二十四団体)
尼崎市に對し、日本人と同一平
等の權利を要求していたが、九日
午後六時半からの對面交渉で、市
側が平等支給を約束、九月市會に
条例改正案が提案される。市會で
正式に決まれば、兎屋手當につい
ては東京、横濱、川崎、名古屋な
どに統いて兵隊地下で商売が初め
て民族の方手振を取り払ふことに
なる。

尼路市内には、朝鮮・韓國の
 一万三千四百七十八人と二十
 九國、計約一万四千三十人の外國
 籍市民がゐるが、公然住宅への入
 居をばしめ糾扯廢業のほとんどの
 面で「日本國籍を有するもの」に
 交渉し、とくに在日朝鮮・韓國人の

日本渡米の歴史的な経緯に解れる
とともに「納税面では日本人と同じ
義務を負いながら、不当に人権が
侵害されている」と指摘してい
た。

交渉の結果、同市は五十年度か
ら児童看護費の貸付け、老人
への市バス無料乗車証の交付など
七項目の福祉施策で外国人に平等
適用するとともに、児童手当も市
条例から国給費項を取り払うこと
を市議会に提案、可決され、四月
からスタートした。

しかし、国の法律では第三子以
降月割四千円と定められており、

一野田氏は畢竟、この適用を受けているのに、外国人は法律より条件の悪い市条例の第四子以降、千五百円と定められている分しか受けられない。突如と、依然として日本人との間に格差を醸造していた。

今回の交渉には、市側から野平平太郎助、早崎農社会福祉局長、長久市関係幹部が、協議会側も約百人が出席した。席上、市側は先に行われ児童手当の条例改正そのものに、実質的賛同があることを認め、外国人への福祉施策の前進を報じた四月五日付市広報

外国人にも支給へ

尼崎市の児童手当 差別撤廃運動実る

尼薩市に住む外国人の児童に兇等支給は東京、横浜で実施されており、同市会に認められれば県下ではじめて。

施運動を續けている「民族差別」と、同市の聯合にはのほほんと
同市は朝鮮、韓國籍の人を
含め計二万四千三十人（三月末現
在）の外國籍市民が住んでいる。
と云ふが、ほとんどの法扶、条例

まづ、市は平野支給を約束、九月の二項に「日本国籍を有するもの」といふ國籍条項の方がある市会に多額改正を提案することに、外国人への平等法の平野、福祉施策の恩恵は受けられ

ず実質上閉め出されてきた。同協議会は「税制的には二課税されながら、福祉面では

人であるために權利を不当に侵害されている」と、差別行政の撤廃を自告して昨年十月に結成され、市交歩を統括していた。

同市は更生振興資金交付、交
通事故被害者生活資金交付、交
通被害見舞金支給、市バス無料乗

給、老人福利給付費支給など九条
例につき公平等支給を決め三月市会
で可決された。この中に児童手当
については第三号以下に月額四千
円を支給するという国の基準の適
用を要しない外国人に対しては、
第四号から月額千五百円を支給す
るといふ条例も含まれていた。

国庫助成金はこれも「厳格格差が
あり、差別はなくなっていない」
と九月開かれた市との交渉で時算
助役を急進派、同等支給の約束を
得たため。

九月市会、同市は条約改正を提
案するほか、市営住宅の入居など
の差別についても検討している。

報活動で更正していくことを約束した。

決 議 文

われわれ 民族差別と闘う兵庫連絡協議会（略称民斗連）に結集する14団体をはじめ、二いに連帯して多くの労働者、学生、市民の仲間は、昨年来より尼崎市当局に対して、市内に居住する在日韓国人・朝鮮人に対する差別行政撤廃の斗いを重ねて来た。

昨年12月19日カ二回交渉では、市当局は「差別の実態を認めた上で、差別行政を撤廃する方向で努力する」と確答した。しかるに、交渉の当面の課題である児童手当については、本年4月、「市報あまがさき」に一方的に報道した。その内容に於て、日本人はカ三子から4000円であるのに比して、「カ4子から1500円」という全く差別的な支給内容である。

このことは、次の諸点において決定的に重大な意味を有つものである。

まずカ1に、「差別をしない許さない」行政を展開している筈の市当局が「児童手当」において日本人との格差をつける施策案を平然と議会提出し、決定したことは、まぎれもない民族差別であり「差別行政」として指弾せざるを得ないものである。

カ2に、「市報あまがさき」において「外国人にも適用されます」とした公報記事は、交渉経過の説明も全くなく項目を列挙しただけであり、この文章だけをみれば在日韓国人・朝鮮人は「日本人よりも権利が保障されない差別されて当然」とする「民族差別観」が一層市民に定着するのは明らかである。

カ3に、カ二回交渉において、市当局は「児童手当」条制改正については「日本人への支給内容条件と全く同等なものにする」と確約したにもかかわらず、一方的に破棄し、しかも交渉相手であるわれわれを無視し、ただ一片の公報に付すという極めて悪質な姿勢であり、市民不在の行政を自らがつくり出している責任は重大である。

以上の実より、われわれは尼崎市の差別行政に対して直ちに抗議し、去る4月17日カ三回交渉をもちって徹底的に追究した。

まず、席上今回の市当局の施策は「差別であり、この責任は尼崎市当局にある」ことを当局側出席者全員が確認をした。次いで、今回の児童手当の予算規模は、日本人と同等支給のいば、わずか1,440万円であるに過ぎぬものであるにもかかわらず予算

化せず、在日韓国人・朝鮮人児童への支給予算は、ほんの180万円で事足りるとする全く差別的な内容であることが明らかにされた。

なお「市報めまがさき」は、われわれの切実な要求に対する回答とはみなすことができず、改めて「差別であり、責任は市当局にある」ことの文章確認および児童手当の同等支給が回答できる責任者の出席を要求して待つべきところである。

今日、在日韓国人・朝鮮人の基本的権利を要求する運動は全日本的な広がりをもっており、日本社会の中で抑圧され、不当な無権利状態を強いられてきた韓国人・朝鮮人が人間として同等の権利を獲得すべく要求するのはあまりにも当然なことである。

在日韓国人・朝鮮人への歴史的、社会的な差別の実態をみるならば、行政の責任はきわめて重大である。すでに川崎市をはじめ多くの行政当局は、国の施策をまっとうとなく権利の保障を実施しており、このような状況下で尼崎市行政のとった差別的施策は歴史の流れに逆行し、時代の要請に背を向けるものである。

われわれは、ここに、民連連に結集する全日のソウ仲間とともに、尼崎市当局の犯罪的な民族差別行政を徹底的に追究し、在日韓国人・朝鮮人の基本的権利の保障・差別行政の撤廃を勝ちとるまで団結してソウものである。

右、決議する。

1975年5月8日

民族差別とソウ兵庫連絡協議会
尼崎総決起集会

抗議文

尼崎市長 篠田 隆義 殿

私たちは、川崎在住の在日韓国人であります。すでに川崎市は、私たちとの交渉において、市営住宅入居、児童手当支給を市行政当局の誠意ある態度により、在日韓国人（朝鮮籍を含む）にも日本人と同等に適用し、実施するにいたりました。川崎市だけでなく、東京都、横浜市をはじめとして他の各地方自治体においても前記二項目の差別行政撤廃の方向性が全国的な広がりを見せています。いうまでもなく、児童手当は国籍を問わず日本人と同等に、オミ子から月額4千円が、東京都、横浜市、川崎市においては支給されています。さらに川崎市は、地方自治体の差別行政を撤廃させるため、日本国政府自体の差別行政撤廃を求める意見書を日本政府に提出しています。

しかしながら、貴尼崎市が実施されんとする在日外国人への児童手当支給額は、4人目から月額1500円 というものであり、二いはい、日本人に対してはオミ子から月額4千円支給にくらべ明らかに在日韓国人をはじめとする在日外国人に対する不当な差別であると言わざるを得ません。二いはい、貴市当局の「差別をせず人道的な立場から、現在行なわれている差別行政の撤廃に向け努力していく」という見解を全く自己否定し、根本からひるがえすものであります。また、貴市は市内に居住する在日韓国人に対し、日本人と同様に納税義務を課しながら、権利の面においては、「日本人と同等にする」と公約したにもかかわらず、日本人と格差を設けるのは、二いまた明らかに行政差別であると言わざるを得ず、在日韓国人に対する民族差別であると指摘せざるを得ません。

公営住宅の入居権、児童手当の支給等の権利は、まさに基本的人権の保障であり、こうした権利保障は、国籍を問わず保障すべきであります。

また貴市は、在日韓国人・朝鮮人が日本に居住するに至った歴史的経緯、背景を正しく認識すべきであると考えます。人道的な立場から差別行政を撤廃するという姿勢が恩恵として与えるとするならば、私達に在日韓国人は、民族的矜持から二いを断固拒否するものであります。日本社会の中で差別・抑圧され無権利状態を強いられ、また私達は、人間らしく生きるためにこうした権利を要求するともに、私たちに在日韓国人

人に対するあらゆる差別に対して、敢然と対峙するのであります。

よって、私たちが在日韓国人は貴尼崎市当局に強く抗議すると共に、左記の内容を早急に実施されることを要望します。

1. 市当局は、在日外国人と日本人との児童手当支給の格差支給を差別と認め、差別を撤回し、日本人と同様に母子から月額4千円を在日韓国人に支給すること。
1. 児童手当受給資格の「市内に一年以上居住する」とあるのを、外国人登録をされたものと改め、居住期間による資格制限を撤廃すること。
1. 市当局は、人道的な立場から在日韓国人が人間らしく生活できるように、あらゆる差別行政を撤廃すること。

以上

1975年5月9日

川崎・在日同胞の人権を守る会

代表 朴 鐘 碩

抗議電報

尼崎市当局の児童手当支給による在日朝鮮人、韓国人への新たな差別の固定化に抗議し、即時撤回するよう要求する。今後、市当局は民族差別撤廃のためのあらゆる努力を。

1975年5月9日

尼崎市長 篠田隆義 殿

「在日朝鮮人への差別撤廃を！」名古屋市民の会

抗 議 文

私たち、宮城朝鮮研究会は、在日外国人、朝鮮人、韓国人に対する行政差別が当然の様にまかり通ってきた日本社会の現実の中で、奥西、尼崎市の差別撤廃の行政措置を、全国に先んずるものとして注目してきました。

しかるに、新年度の「児童手当」の支給内容が極めて差別的なものであることを聞きました。この差別支給の制度化ともいうべき貴市当局の措置を私達は、どうしても認めがたく、ここに当局の行政責任を問うと共に、強く抗議するものです。

貴市当局は、一担認めて公約した差別行政撤廃への努力と実現を、自ら破った理由として財政ひっ迫と本来、国、県の事業だという二点を挙げている（新聞報道）とのことです。この様を挙げることも自体が、貴市当局の差別性を如実に物語っているではありませんか。貴当局は、ついまでの差別行政をいったいどう反省したのか。

今まで、ほんとうに一時的に税金だけは取り立てておいて、児童手当は金が無いから出せぬ、というのでは、やっぱり尼崎市当局は、朝鮮人、韓国人は差別、格差をつけて当然、しかたがないとみなしていると考えざるを得ません。

又、「本来、国、県の仕事だから」という理由も、全くの責任の転嫁であり、差別行政を正すという姿勢を自ら放棄するものです。

貴市当局は、あるいはまた、一歩前進とでも考えていたのでしょうか。しかし、金や繰上りを理由にした格差付けは、結局「このぐらいでいいだろう」といった温情主義＝差別ではありませんか。私たちの仙台には、市の職員の中にすら、朝鮮人、韓国人は、税金を払わずに勝手に日本に居ると考えている者がいる程です。恩恵手当はこの様な無知と差別意識をかえって助長するでしょう。

以上、私たちは、この程の貴市当局の措置を一刻も早く、公正なものに直すよう抗議、要請致します。

1975年5月9日

尼崎市長 篠田 隆義 殿

宮城朝鮮研究会

代表 只野 順

抗 試 文

尼崎市長 篠田隆義殿

私たち神奈川朝鮮問題研究会は、在日朝鮮人青年朴鐘碩君に対する日立製作所の就
取差別に抗し、3年余にわたる裁判斗争と日立本社糾弾斗争を斗い抜いてきて、勝利
判決と日立の謝罪を勝ちとり、現在神奈川を足場に民族差別との取組みをつづけてい
る団体です。

日立に対する斗いは、本社のみにとどまらず全国の支社・営業所まで輪は広がり、
尼崎の仲間も大阪営業所に対する抗試行動をおこし、全一丸となって日立製作所の不
当な民族差別に基づく就取差別を斗い、その中で各地の仲間との堅い団結と交流を私
たちは築いてきました。

このたび尼崎の仲間が中心となって外国人に対する児童手当支給の斗いをすすめ、
在日朝鮮人の人権と民族的主体を確立せんとする斗いに私たちは、神奈川の地におい
て、斗いの意義を深め広めるとともに、ここに尼崎市における斗いにも参加すること
を明らかにします。

日立の就取裁判がほんの氷山の一角にすぎないのと同様、今回の児童手当問題も日
常的に生起している民族差別の一つの、しかし具体的なあらわれである。私たちは考
えます。だからこそ、私たちは確実に一つ一つの民族差別の具体的なあらわれに譲歩
することのない斗いをすすめなければならないと考えています。

貴尼崎市は従来の行政の中にある差別を一つ一つ点検されることはもちろん、その
一歩として外国人への児童手当支給を日本人と対等な条件のもとに早急に実施すべ
きであり、¥4千から1,500円という差別支給は、二重の犯罪的な行為であるといわね
ばなりません。

私たちは、民族差別と闘う兵庫県連絡協試会の指導の下に、強固な支援の体制を整
えるものであります。

1975年5月9日

神奈川朝鮮問題研究会

抗 評 文

尼崎市長殿

川崎市職員組合青年部部長 斉藤彰

去る昨年7月15日、川崎市内在住の在日韓国人諸団体より川崎市に対し、外国人への児童手当支給、市営住宅入居の実施についての公開質問状が提出されました。そして、約2週間後川崎市は、質問状の趣旨をほぼ全面的に受け入れた内容の回答を行なった。現実的には、市営住宅入居は'65年1月より、又、児童手当については、'65年4月より日本人と同一手続、同一基準、同一金額支給を実現している。

ところが貴尼崎市においては、昨年12月、諸福祉行政は、外国人も日本人と同等に処遇するとの見解を明らかにしながらも、こゝ児童手当に關しては'64年4月から1,500円の支給という明白な差別待遇の姿勢を打ち出したと聞き、私たち川崎市職青年部は、ここに地方自治体労働者として、厳しく抗議の意を明らかにするとともに、「民族差別と闘う兵庫県連絡協議会」の闘いを支持するものであることを宣言する。

私たち川崎市職青年部は、川崎市に提出された公開質問状が単に行政の側の問題を指摘するばかりでなく、地方自治体労働者一人一人に向けられた批判として受け止め、①市民、住民という言葉の中には、文化、歴史が異なるとはいえ、在日外国人（その90%が在日朝鮮人・韓国人）の人格、人権が日本人と全く対等なものとして認められねばならないこと、②又、国家の行政を一方的になうのではなく、住民、市民の要求・権利を徹底して守り抜くという立場をあらためて確認し、とりわけ児童手当の問題については、当事者の要求がどのような歴史的な経緯と現実の生活の中から生じてきたものであるのかを深く認識せねばならないと考えている。貴尼崎市におかれても、何れもせめことによつてもたらしてきた眼には見えぬ有形無形の民族差別の現実を一つ一つ克服してゆくという姿勢を抜きにして、権利擁護・福祉の増進を叫ぶことは、決して許されるものではありません。とりわけ、

今回の「'64年4月から1,500円」という回答は、自からの行政のありようを厳しく点検することなく当事者の要求を一部とり入れたという全くの妥協の産物でしかなく、あまつさえ、社会的には、朝鮮人は差別されて当然、という一層の偏見を助長する犯罪的な役割りを果たすものであることを指摘せぬわけにはゆきません。

私たちは、今後、自からの取場において、行政の中身を一つ一つ点検してゆく作業はもちろんのこと、在日朝鮮人・韓国人の権利要求の斗いの背後にある民族差別の現実を、指摘を受けるといふ受身の行政ではなく、自らの足と体で、一つ一つの課題との取組みを開始してゆくつもりである。そのためにも、賢尼崎市の今回の差別行政にも、斗いの目を向け、深い反省と自覚に基づいて、態度を改めぬ限り私たちは全国の中向に一層の働きかけをし、総力をあげて斗いをおしすすめることを明らかにするものである。

以上

1975年5月9日

// 資料と各地の情報を提供して下さい! //

各地で民族差別と斗っているグループのみなさん。

発行している資料、集会ビラ、集会レタメ、パンフ、

会報、機関紙などのミニコミ紙 etc.

是非! 是非! 下記のところまで送って下さい。

提供して下さいたグループには必ず『民斗連ニュース』を送ります。

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

在日韓国人問題研究所 (RAIK)

TEL 03-203-7575

取り組み続ける差別企業『日立』への監視！

— 朴君を囲む会名古屋連絡会 —

I 成立の経過

71年3月、朴君の就労差別裁判斗争を支援する会として発足。その後の取り組みは停滞。74年8月、日立糾弾集会をきっかけに、名古屋連絡会として、日立(名古屋)に対する監視・交渉と地元における問題の掘起し、取り組みを主目的として再発足。現在、構成メンバー約30名。例会は毎月2回、隔週金曜夜、開催。

II 名古屋連絡会の現状と活動

1. 日立名古屋営業所との交渉 (従業員うち0名、在日朝鮮人0名)

チ一回、総ム課長は差別を認め「確認書」にそって社員教育を行い、朝鮮名で受け入れること。今後、囲む会と話し合うことを約束。ただし、その後日立からも、会から働きかけはなく、実質的に進展はない。

チ二回の交渉を目下申し入れ中。(5月中旬頃実現) 名古屋での社員教育(恐らく何もやっていない)を具体化させるために、日立と会とで協ギ会をつくることを約束させたい。問題は、一般募集はほとんどなく、高校への割当て、就労指導段階で決まるのが実状であるので、高校に対する働きかけが必要である。

2. 愛知県下の私立高校における入学拒否、就学差別の問題

会の一員である中学教師から、名古屋市内のニ私立高が募集要項で「日本人に限る」と明記、在日朝鮮人子弟の入学を拒否している事実を指摘され、会としてこの問題を集中して取り組むことになった。

1) 実態調査

拒否を明記(愛知高校と名商大附属高校)している学校のほか、問題と思われる学校を調査。

2) 公開質問状

調査にもとづき、問題と思われる14校に対し公開質問状を発送(資料参照)

回答は、わずか1校。私学校長会で回答しないことを申合わせた事実が判明。

ハ) 各校個別訪問、追跡調査

会のメンバーが手分けして各校を訪問。拒否している高校の校長は「日本人に限ると明記している方が親切である」と言明。他に、実質的に受けいれない学校も数校。条件つきで入学を認めている学校が7校あることが判明。

ニ) 愛知私教連、高校教組に取り組みを、異学串課に行政指導を要請。

ホ) 受けいれている学校の実態調査、中学校の進学指導の実態を調査。

ヘ) 私教連(私学教職員組合連合)が、愛知県下の中・高・大に対して独自に実態調査を実施中。

会のよびかけに応じて、大会で就学差別問題に取り組むことを決定。調査にむとろき基本方針を決める予定。

ト) 今後の課題

来年度の入試要項が来る9月までに、差別条項を撤廃させるようもっていく。問題を正しく認識させる。国籍条項の撤廃、本名を名乗る運動、差別しない、させない教育。教科内容の検討、など。

3 愛知県立大学における民族学校出身者に対する入学拒否の問題

東京在住の民族学校出身者女性が県大外国語学部スペイン語科に願書を提出したが、受験資格なしとして拒否され(昭和49年)。再び、外国人特別学生として入学したい旨出願したが、大学は受け入れ体制が整っていないことを理由に拒否。学部教授会は学則変更して受け入れるよう決定。しかし評議会は検討中として今年度も願書をうけつけなかった。教授より会に対して取り組みを要請され目下準備中。

[連絡先]

お尋ねを困む会・名古屋連絡会

代表 梶原 寿

事務局 〒465 名古屋市名東区神里 2-33

林 晃 (TEL 052-701-3791)

「朴君を囲む会」
名古屋連絡会

私立高校の入学差別に反対

認識0の学校側

「拒否明記は親切」と平然

名古屋商科大学
大付高附属

名古屋市内の私立高校における在日同胞に対する入学差別の差別問題を論じてきた「朴君を囲む会名古屋連絡会」(名古屋市中区神田二二三)日本キリスト教団名古屋東洋館内林氏花巻ではさる十七日、これまでの調査活動生徒の募集要項において、在日同胞の入学拒否を明記していることが明らかとなった。私立名古屋商科大学付属高校(名古屋昭和区広小路一六六)栗本祐一理事長、藤井睦三校長と話し合いを行なった。この席上、囲む会側は、同校の「日本人に限る」との応募要項に對してその断を強く求めたが、校長のある回答は得られず、話し合いは核心にふれることなく物別れに終った。しかし、この日の話し合いと学校側との話し合いからは、これまでの「差別事件」と同様、入学を拒否している当事者の学校側が、在日同胞の現状を少しも考慮することなく、一方的に差別を押し付けているというパターンが、またまた浮きほりてきた。囲む会側では今後話し合いの回数を重ねながら同校をはじめ地域の私立高校の差別体質を追及していくという。

話し合いは同月午後十時から一時間半にわたって同校校長室で行なわれた。囲む会側からは会長の岡田、父兄、学生など約二十人が参加、登壇十枚以上は取れると思われる校長室、席対にあらたな藤井睦三校長と岡田の話し合いがなされた。

話し合いの口火は、すでに同校メンバヤ、話し合いに途中から加わった岡田父兄などからは「一斉に反対する」という「在日同胞の主張」の主旨にそって、「在日同胞の人生の入学を拒否する理由は何」かとの問いで始められた。しかし、これに対する藤井校長の答えは問題点を欠き、ともすれば話しを「主通」にせよとせよなどの態度も窺われ、岡田の

とを明らかにするとともに「他府はない」ことをしきりに強調しながら、問題の本質にふれるのを避けた。また、当の公開放開状が、校長の手から理事などには送られていないことも合わせて明らかにした。

一方、同校の入学者内「募集要項」中の「応募資格」日本人であつて、昭和五〇年三月中学校卒業見込みの者(原文のまま)との表記については「募集要項に入学拒否を明記してある」ということは正直であり、また親切であると思つてゐる」と答え、岡田や岡田父兄たちを黙然とさせた。結局、一時半の話し合いを通じて、同校長は「現状では日本国籍をもたない人には入学を拒否している。しかし、地球はひとつという考えからも、私学のみ問題に限りこの機会を積極的に、差別について前向きに対処していきたい。私学校長会では前向きにしたい」とはならないと断言をいくぶん軟化させたが、岡田側では「問題の本質を学校側は全然理解していない。表面的に物だけを並べてみても問題の根本的な解決にはつながらない」と指摘、今後引き続き同校をほめて、名古屋市内の私立学校の差別体質を追及していくことを明らかにした。次の話し

し合いの目録については、学校側と再連絡をとって決定することとで合意、十一時半すぎ解散した。名古屋商科大学付属高等学校は男子部および女子部があるが、男子部はさらに推薦料と商標料の二コースに分かれ、今年はあす二百名まで普通科三百人、商業科百人を募集している。岡田、林氏らの話、早急に差別体質が改善されると思われないが、何回でも学校側と話し合いを行なう。校長自身の説明があの程度では効が悪いとされる。

壁に厚い入学

在日韓国人・朝鮮人子弟

日本で生まれ育った在日韓国人、朝鮮人の子供が、愛知県下の一部の公立高校で入学拒否にあっている問題をめぐり、平等に門

県下の私立高

二校は公然と拒絶

差別撤廃 門戸開け 市民団体

昨春秋、市内緑区に在日韓国人の中学三年生二名が、昭和区の私立A高校に進学を希望していたところ、中学校の先生から、同校の厚給をあきらめるよういわれた。調べたところ、募集要項に受験資格は「日本国籍を有する者」とあった。中学生は「なぜ、教育が平等でないのか」と教師である林事務局長に疑問をぶつけた。

これがきっかけで同通商が調査したところ、在日韓国人、朝鮮人の子供の入学拒否がかなりの学校で行われている事実がわかった。同通商はこれほど、同市中区のYWCAに、同校の教師、牧師、大学生、会社員、在日韓国人、朝鮮人の父母ら約三千人を集め、昨年末から開いていた差別撤廃と、今月中にA高校の校長

と会談が話し合った結果を報告した。同通商によると、名古屋市内の私立高校で二校が在日韓国人、朝鮮人を入学拒否しているほか、多くの私立高校で受け入れていないことを既に指摘している。受け入れている学校も、卒業時に子供が世帯を離れても教育費の見通しがあるものや、親戚や家族の経済力が条件付きで入学を拒否していることがわかった。

同通商では、この調査をもとに同校に同様の先生を中心に同校の私立高校などに入学差別問題への取り組みを求める一斉、これからの調査結果を公表、各校の改善を要求していくことにした。

入学差別について、愛知県教育委員会は「公立高校の入学、私立の高校を入学拒否してあげられれば調べようもなくすかしい。

百を開放してはいない」と、名古屋市の市立高校の教師たちも協力のもと、入学差別撤廃の市民運動に取り組むことを決めた。この問題は公立高校在学時の就職活動に抗して生じた「朴君事件」(名古屋大学入学生差別事件)と、名古屋市長(市務局・名古屋市長)は、昨夏二丁目、校長事務局長。

でないと」とし、具体的差額はつかない。一方、入学拒否をしているA高校の校長は「教育に対する責任はあるが、教育については通商会にはからねばならない。しかし、前向きに検討したい」といい、他の二校は「かつては受け入れていたが、教育、経済制から指導し出した問題が起きたため、約十年前から日本国籍の条件をつけた」といっている。

朝日 名古屋本社 社会部 細野記者

差別扱いが「国の方針に沿って」いるのであり、適用にのみ異なる動機が「他都市の状況」に左右されたり「日本人の分け前が余ったから」であったりする行政側の体質のままに、しかも隠密裡に差別されたり適用されたりすることは、本質問題の解決には決してならないといえます。

民族の主体確立のための行政斗争を

行政斗争をしていく時、どのような場合にも常に見られることは、住民側の要求の現象的な面だけ制度化して、本質的解決をさけるという方法です。それによって住民の不満のエネルギーはスポイルされてゆくことを、為政者は統治の学として学んでいるのでしょうか。

児童手当の在日朝鮮人への適用にあたって、担当の児童課長は「皆さん方の強いご要望がありましたので、検討の結果適用にのみ切ったわけなんです」と言っているのである。

「日本人と同じように」になることだけを要求する斗争が、在日朝鮮人の民族主体を失わせる結果を生むことになりかねないということを、私達は常に考えに入れておかねばなりません。「市民の会」は日本人だけの会であり、日本人が日本人の役人と交渉して在日朝鮮人のことをとやかくする……。

そのような戯曲的状況では、決して在日朝鮮人の民族主体を確立する斗いへと発展できないでしょう。

差別撤廃の斗いが、物事に終るのでなく、在日朝鮮人(27,000人)の民族主体の確立に寄与するものでなくてはならない、ということが試行錯誤のうえ、ちどりついた「市民の会」の現在の考えです。(K)

・ 連絡先 在日朝鮮人への差別撤廃を、名古屋市市民の会

〒466 名古屋市昭和区宮東町260

塚田 道夫 方

TEL 052-781-0163

(市民の会ニュースにもより転載)

高等学校長殿

1974年11月16日

「朴君を囲む会」名古屋連絡会

私たちは日本社会に見らるる在日朝鮮人・韓国人に対するさまざまな差別を撤廃するために、行政当局や大企業といわれる会社等に在日朝鮮人・韓国人への正しい行政政策、就職への内戸開放を訴え、理解を求める運動を進めている市民団体です。最近、私たちは在日朝鮮人・韓国人生徒の高校進学状況を調査しているのですが、そこに見過ごすことのできない教育差別があることに気づきました。すなわち、名古屋市内の多数にわたる私立高等学校が在日朝鮮人・韓国人生徒の入学を拒否しているという事実です。教育が豊かな人間形成をめざし、人間とその社会の正義への奉仕であり、また真理実現をになうというすぐれた理念的営為であることに鑑みれば、在日朝鮮人・韓国人生徒への入学拒否にはいかなる合理的理由があるとも考えられません。さらに、かつて日本政府あるいは日本人が朝鮮民族になした罪すべき行為を真摯に省察してみれば、また過去から現在に至るまで、朝鮮人・韓国人が置かれた歴史的事情に思いをいたすならば、教育の中で在日朝鮮人・韓国人を差別するという非人間的・非教育的行為が許されてはいけません。私たちの入手し得た資料によれば、貴校におかいても在日朝鮮人・韓国人生徒の入学拒否していると判断しますが、私たちは如上のような理由で入学差別をなくすよう貴校の理解を得たいと考えます。ついでに、以下の質問に対して貴校の見解をいただきたいと思います。なを、この質問の結果は私たちの手によって公開されますので御諒解下さい。また回答期限は1974年12月10日必着で同封の封筒で御郵送下さるようお願いいたします。

質問

1. 貴校ではいつから在日朝鮮人・韓国人生徒の入学を拒否するようになったか、またその理由は何か。
2. 将来にわたって入学拒否を続ける方針か。
3. 特別に入学を認める意図はあるか。またその理由は何か。
4. 貴校の教育理念はいかなるものか。またその教育理念と在日朝鮮人・韓国人生徒の入学拒否とはいかなる関係にあるか。

5. 名古屋市に在住する在日朝鮮人・韓国民生徒の大多数が日本の公立小・中学校で学び、日本の公立高等学校へ進まねばならない事情に置かれている立場をどのように認識しているか。

6. 在日朝鮮人・韓国人にいてどのような認識を有しているか。

7. 日本人生徒が在日朝鮮人・韓国民生徒へ持つ差別意識を解消を促めるためにも在日朝鮮人・韓国民生徒の入学を認めるべきだと思いがどうか。

以上

〔資料 2〕

要 望 書

高等学校教職員組合委員長 殿

「お君を囲む会」名古屋連絡会

先般、私たちは貴校学校長宛に同封の公開質問状を出し、貴校の御回答を求めました。残念ながら御回答をいただくことができませんでした。ことが非常に重要な教育問題としてある以上、私たちは御回答がいただけないからといって、このまま放置しておくわけにはいきません。そのためには、教育現場で日常的に生徒の皆さんと苦楽を共にしておられる先生方一人一人の御協力を得ることが必要だと考えました。生徒の有する価値可能性を開花させ、すぐれた人間性を育てることが教師の果たすべき責任であることは論を俟たず、さらに現在の社会にある教育の矛盾を教師の矛盾として主体的に受け止め、実践的に解決する努力を続けることも、教師の果たすべき重要な社会的責任であると私たちは考えます。このような意味で貴校の先生方に質問状の意図する問題をとりあげていただき、先生方の御力により、是非とも在日朝鮮人・韓国人の入学差別を解消していただきたいと訴えます。なおできましたら、現場の先生方の御立場で結構ですので、質問に対する御回答をいただけたらと希望します。また、当会が貴校を訪問させていただくことが近々あると思いますが、その節はよろしく御協力下さい。

「差別」撤廃を要請

愛知民団、県知事に

【名古屋電】「差別行政撤廃を求める会」が在日朝鮮人の間で高まり兵庫、大阪、神奈川、東京はじめ、全国各地で撤廃運動の具体的動きが見られ、民団中央民団局でも七五年度の活動方針の一つに「在日韓国人の権利擁護」をあげている。こうした中で民団愛知県本部は七日、愛知県伊谷知事と名古屋市市長を訪ね在日韓国人の「法的地位協定」に基づき、社会福祉、住宅問題での待遇改善を求める要請書を手渡した。

3・1集会名義で

民団愛知県本部の要請書、名古屋市中区にある要請事項は「在日韓国人の公営住宅入居権の見直し」「在日韓国人の社会福祉手当て」「在日韓国人の住宅問題の解決」等、三項目をあげ、在日韓国人の「法的地位協定」に基づき、社会福祉、住宅問題での待遇改善を求める要請書を手渡した。

要請事項の①、②では「日本において韓国人の文化的な生活を送る権利を保障する」とある。また、③では「在日韓国人の公営住宅法では入居資格を日本国民に限定する規定はあるものの、その中に『東京、大阪、横浜、川崎（横浜）などの各自治体では外国人に対する差別を撤廃している』ことから愛知県、名古屋市でも、『主権的な義務によって不

可能でないことを立証している」としている。また、④でも「東京都と横浜市では差別ないし規則を定め、『差別撤廃』」おり「川崎市、大阪府その他では、実施の動きをみせている」。⑤では「在日韓国人は、憲法第三十一条（平等権）に基づき、在日韓国人は各韓団体の給付対象から除外されているため『差別撤廃』されるよう」要請している。

また、一部私立高校での入学拒否問題でも、「法的地位協定」に基づき撤廃であり、「差別撤廃のための実地調査を早急に実施し、しかるべき行政指導を要請している」としている。

さる三月一日の第五十六回三・一節民衆大会に参加した愛知在住三千人の同題によって決議されたもので、報告団長以下、具泰氏、尹潤山氏等の演説。

「要請書によると一九六五年六月二十一日に締結された在日韓国人の「法的地位協定」の前文の「日本国の社会秩序の安定しな生活を送ることができるとにすることが一国民間の友好関係増進に寄与する……」に基づいて締結十年の今日まで「法的地位協定の全般的にわたり不備な点が多

新に民族運動をめざす地域活動

川崎

民族差別と同化の荒波をどう乗り越えるか

川崎の地で取り組まれようとしている在日韓国人の地域活動は、日韓斗争が復讐的転換をなし得ようとした1973年9月2日の、「関東大震災朝鮮人虐殺50年」の大集会以降、意識化されはじめ芽ばえてきた。

日韓の民族差別に基づく就労差別の問題は、日本人の偏見に基づく朝鮮民族観と排外主義に根ざした差別実態の存在を浮きぼりにした。裁判はそうした差別実態を立証し、そうならしめた日本帝国主義の政策と歴史過程を立証し、今なお毅然と日本社会、日本の企業に民族差別が存在することを認めた。日韓斗争を担ってきた人間にとって在日韓国・朝鮮人が日本に居住するに至った歴史的経緯、差別の存在は自明のこととされていた。しかし、この自明のことと理解していたものは、現実の差別の実態のすさまじさを知ることによって「いったい、われわれは何を知っていたのだろうか」と自省せざるを得なかった。こうした自省から、日本人は自からの歴史の再検証が欠かせないゆえ、在日韓国人にとっては、自からの差別現実に対し有効な闘いを果たしてなしてきただろうかと考えざるを得なかった。朴鐘碩君は、裁判斗争と運動によって日本人化（同化）されている自命を知り、自から民族的主体性を獲得するための闘いを開始した。

まさに運動が人を変え、人を生み出し、現実を変えたのである。しかも、就労差別という在日韓国人にとっては日常茶飯事ともいえる差別問題のなかに、現実を大きく変革させることのできる要因が秘んでいたのである。

川崎の在日韓国人の地域運動は、こうした日韓斗争のかかわりの中で育まれてきたと言える。

現在、地域での運動の中心となっているのは、在日大韓基督教川崎教会、青丘社桜本保育園、そして朴君を囲む会在日韓国人部会が改組された川崎・在日同胞の人権を守る会である。最近、保育園に通う在日韓国人子弟のオモニを中心とした、子供を見守るオモニの会が発足し、運動の基盤と輪が広がりにつつある。

今回は、川崎での在日韓国人の地域運動がどういった経過で取り組まれていったのかを紹介しよう。

★日立斗争の共有化

日立斗争が在日韓国人の制から担われたのは、在日大韓基督教川崎教会の李仁夏牧師を中心とした韓国教会と青年たちである。とりわけ川崎の在日韓国人青年たちであった。裁判の発展とともに運動も内的に発展し、全国的な広がりを見せた。しかし在日韓国人社会のなかにおいては、必ずしも運動が広がり問題が共有化されるまでには至らなかった。関心は持ち得ても斗いの戦列には参加してこない現実があった。

そうした状況のなかであって、73年末より展開された日立本社への糾弾大衆団交が組み日立の差別が追及されていった。74年4月第四回目の交渉の場で日立の秘密文書がバクロされ社会問題化した。韓国での不買運動、W・C・C（世界キリスト教会協議会）での日立製品不買の決意、日本国会での追及と高まりゆく民族差別糾弾のなかで4月28日、川崎教会で『在日韓国人への差別を許すな！一地域の問題と日立の差別を考える一』地域集会が、朴君を囲む会在日韓国人部会によって開かれた。ささやかな集会ではあったが、地域の在日韓国人が集り、日立斗争のなかで韓国人としてめざめて来た青年の話し、保育園の現場での取り組みを通して、差別にまけない子になるために民族教育がどうしても必要であるという保母の報告、日本人学校に通う在日韓国朝鮮人児童の教育に全く対応できぬ日本人教師の報告がなされた。また自由討論のなかで、児童手当の支給が「外国人」になされないのは差別であるのかないのかと言う傾向がなされ、日常的生活のなかでの差別問題への提起と関心が示された。

教会から信徒へそして一般の在日韓国人へ、保育園から保母を通して子供のオモニから日本人父兄へ、青年から青年へと日立の就労差別の問題は少しずつ地域の人々に広がりはじめて行った。

日立斗争は日本内外での高まりのなかで持続され、裁判はまさに画期的全面勝利を得た。6月19日、裁判勝利の夜、川崎教会で勝利の祈禱会がもたれた。次いで6月30日、朴君を囲む会在日韓国人部会と、地域の韓国人によって『日立糾弾川崎集会・民族差別裁判完全勝利！』集会が、川崎競馬ホールで開催された。

※ 地域における行政斗争への取り組み

日立の就労差別裁判の全面勝利、日立への糾弾斗争の勝利を勝ち得てゆくなかで運動は急速になえていった。運動のもつ宿命とも言える現象が川崎の在日韓国人の間にも優透してゆくかのようにあった。たしかに全国的にはそうした現象がなくなかった。しかし、日立斗争でつちかわれた差別に対する斗いの視点を自らの足もとに築いて行くのだ、そのために地域に根をはった活動を、抑々を、あるいは問題を掘り下げて行くことによって、民族差別に対する斗いを持続するのだとしたグループは、日立斗争以後も存続している。

そうした意味において、井君を囲む会・在日韓国人部会が、日立斗争の共有化をめざし地域集会をもってきた有効性があらわれたといえる。つまり、4月28日にもたれた地域集会での問題提起が日立以降の運動目標となってきたのである。また、民族差別を現実根ざした在日韓国人の生きざまのなかに視点をすえ、日常的次元での差別を許ささない、その斗いのなかにこそ民族的主体性の回復へのカギがあり、同化に対する抵抗があるのだと言う視点がなければ差別行政への取り組みはなかったであろう。

こうして、74年7月15日、井君を囲む会・在日韓国人部会、在日大韓基督教川崎教会、青丘社桜本保育園等の五団体が中心となり、川崎市長に対して、児童手当の支給及び公営住宅入居資格に関しての公開質問状を提出するに至ったのである。同月末川崎市より来年度より実施するとの回答を得るこゝろができた。単なる「物とり」斗争であればこの時点で行政斗争は勝利したと言える。

しかし、差別行政撤廃の問題をより地域の問題として還元するために、そしてより地域の実態を知るために、青年と保母たちは、児童手当と公営住宅入居資格の条例化を議会に請願するためあって署名用紙をもって家庭訪問をはじめた。家庭訪問は青年たちに大きな意識変革をもたらした。字すらの感覚でとらえられていた地域への指向性は、同胞の生活実態をかい間見るだけでも正しい方向性であることが確認された。

75年2月9日、『差別行政の撤廃を!』『人間らしく生きるために』というスローガンのもとに、青丘社桜本保育園、川崎教会、在日同胞の人権を守る会などの六団体

によって地域集会が開かれた。児童手当の支給対象となっている地域のオモニたちが子供ずいど参加した。会場にあてられた町内会館をいっばいに埋め、市当局より出席した役人に多くの質問が寄せられた。差別行政撤廃の強い要求とともに、子弟の教育問題が語られ、本名を名乗るようになった子供の名が報告された。そして民族教育の重要性と必要性が今後の地域での問題としてクローズアップされてきた。またこの集会で選出された地域の代表者が、差別行政撤廃と要求の完全実施を川崎市議会議長、委員長に働きかけ、差別行政撤廃を地方自治体からさらに国の差別是正に向け川崎市議会が国へ意見書を提出するよう請願し、実施された。

さらに3月30日、『在日韓国・朝鮮人に児童手当支給、川崎市からの説明会』が前回と同様に町内会館で開かれた。条例の実施にともない、市内に居住するすべての在日韓国・朝鮮人にピーアールすることを市当局者に強く要求し、実施されるに至った。

こうして川崎市における差別行政に対する闘いは全面勝利のうちに終了した。

この川崎での差別行政の闘いが、今や全国に波及し在日韓国人の权益斗争として発展しているのは、新たな民族運動としての地域運動の有り方を物語っていると評価される。

＊地域における教育の取り組み

井君を囲む会・在日韓国人部会の青年は、日立斗争で得た民族差別への闘いの視座と地域での実践を重視し、「川崎・在日同胞の人権を守る会」と名称を変え活動を開始した。日立斗争が質的転換をとげるとともに、井鐘碩君も同胞の多くを在日川崎の桜本に移り住んだ。青年たちは、時に地域の同胞の子供たちの問題に取り組み、74年の7月末から週2回の地域子供会がはじめられた。9月に入社した井君も加わり子供会活動はその年の末まで継続された。

一方、6年前からはじめられた桜本保育園は74年の2月に認可され、建物も改築された。認可と同時にそれまで同胞子弟の保育にさまざまなモサクと試行錯誤をくり返していた園は、民族学級を作るに至った。園児を通じ同胞のオモニに接している保母たちは、民族差別が持つ現実の重さを知っていた。その保母たちが「日立斗争で得ていったものは、まさに運動の実感が人を変え、自分も変り、そして新たな人をつ

くり出すということであった。そうしたなかにおいて園は、同胞子弟の全員に本名を名乗らせる方針を打ち出していった。日本社会に順応し埋没していくことが生きていく上での手段であると考えたオモニとの間にさまざまなあつれきが生じていった。差別にまけぬ子供をつくり出す事が、民族の誇りを植えつけることが民族クラスの最大の目標であったが教材の不足は否めなかった。さらには、卒園し日本の公立学校に入った子供たちの民族教育をどう保障していけるのかと言う大きな課題が横たわっていた。

昨年の夏から年末にかけて地域の子供会を続けて来た青年たちは、今年の1月から3月にかけて行政斗争にその全力を投じていた。そのためとある事情によって子供会活動に空白が生じてしまった。しかし、再び教育の具体的実践をモサクレ続け、保育園の卒園児の民族教育を学童保育という形で保障することが考えられた。そこで青年たちと保育園の両者の合意のもとに、4月16日、青丘社桜本学園が発足した。

現在、基礎学力をつけることと民族意識を正しくもてるようにすることを目的とした学園は、小学校一年から高校三年生まで含め、60名を数えている。教師は、保母と青年たち12名によってなされている。

在日同胞自身の取り組みによる民族教育は、こうして保育園から一貫したものとして形づくられて来た。そして同時にこうした地域の民族教育に対して、オモニたちの関心と協力がどうしても必要となり、4月19日、〈子供を見守るオモニの会〉がオモニたち自身の手によって発足した。

こうして川崎における在日韓国人の地域運動が形成されていったわけであるが、日立斗争をともに斗って来た日本人グループがつくった「神奈川朝鮮問題研究会」の力強い連帯があったことも見逃がせない。

さらにまた 在日同胞の人権を守る会、川崎教会、桜本保育園をはじめとする在日韓国人のグループに、民族差別と闘う神奈川キリスト者連絡会及び公立学校の教師グループを中心とした日本人グループとの間に、『地域の問題を考える連絡協議会』が組織化され、今後の川崎での地域運動が注目される。

川崎の在日韓国人グループの連絡先

- ・ 在日大韓基督教川崎教会 李 仁 夏 牧師

〒210 神奈川県川崎市川崎区桜本1-8-22 TEL 044-288-2930

- ・ 社会福祉法人青丘社桜本保育園

〒210 神奈川県川崎市川崎区桜本1-8-22 TEL 044-288-2997

- ・ 川崎・在日同胞の人権を守る会

〒210 神奈川県川崎市川崎区桜本1-8-22 川崎教会内

会長 井 鐘 碩 〒210 神奈川県川崎市川崎区桜本1-15-3 星山ろ

- ・ 子供を見守るオモニの会

〒210 神奈川県川崎市川崎区桜本1-8-22 桜本保育園内

資料紹介

在日朝鮮人の生活の実態

初版 1956・4・20

日本赤十字社発行

三版 1958・12・15

この資料は、50年代後半の在日韓国人・朝鮮人の生活状況、具体的には、その出身地、居住地、就業率、職業の内容、子弟の就学率等の内容が、くわしい数字で表わされていて、当時の生活を知ることができる。もちろんこの論文の意図は文中にあるように、在日朝鮮人の生活が日本でどうにもならず、帰国以外に解決の道はない。という当局側の論理であり、決して参考になるものではないし、資料としてもいささか古いものであるが、戦後の在日韓国人・朝鮮人の生活史を知る上で貴重なものである。

(入手しにくい資料ですので、希望される方はRAIKでコピーして送ります。コピー・送料共700円)

地をほう 在日韓国・朝鮮人の民族差別に対決する!

神奈川朝鮮問題研究会

日立斗争を中心的に迎えてきた日本人のグループは、現在、神奈川・川崎にその拠点を設定し、日立斗争で得た「目前に存在する民族差別の現実をどうするのか」の発想に基づき、地をほうがゴとく存在する民族差別を自づからの変革を追いながら、日常生活の場でのヒリくみを続けている。

神奈川朝文研の設立趣旨と経過を桑足集会の基調から紹介しよう。

日立斗争の勝利と残された課題

日立斗争は多くの成果を生み出した。(1) 法廷斗争における全面勝利と確定判決、(2) 直接糾弾斗争における二つの確認書、(3) その過程において、日立の差別が全労作者への差別・分断と侵略に結がることを明らかにし、国内的には解同をはじめとした大衆斗争、国際的には、韓国を中心とした国際的不買運動を巻き起した。これらの成果の根本には、朴鍾碩の変革、4年にわたる共同斗争の正史、糾弾交渉が作用している。

しかし、これらを成果として、継承・発展させることと同時に、日立斗争の勝利が、オー段階の勝利、即ち完全勝利でないことをおさえることが必要である。具体的には、私たちは、日立の差別体質の徹底改革や侵略の問題をこれ以降の課題として残さざるを得なかった。その要因は (A) 『朝鮮人が民族の一員として仕ける取場を』という獲得目標を、ち・17以前の『就取差別糾弾・不当解雇撤回』と並ぶ大衆的スローガンとして定着させなかったこと、(B) 斗争が個別斗争へと純化し、(A)とも重なって各取場・現場斗争と分離し恒常的な大衆斗争として組織し切れなかった、この二点に要約される。

次の一步に向けて私たちの現状と方向

(A)について言うなら『民族の一員として仕ける取場』の具体的なイメージを鮮明にし切れなかったことである。例えば兵庫教育の専である総合評価についても、知識

としては理解できても、東康において具体的にやり切れる学校現場は皆無といってよい現状である。こうした事態の根本にあるのは『同化』という民族差別のすさまじい現実と切れている私たちの地平である。民族差別の現実と学び、斗いの成果を現実に戻すことを、基本的にはやりきれなかったといえよう。運動の独自の・質的發展に、運動主体の側が対応しきれなくなったことは、厳しく、とらえ返す必要がある。

(B)については、(A)と表裏一体である。そもそも、日立斗争は『目の前にある差別の現実をどうするか』という発想を最も基本としてきた。その差別現実と自らの社会的立場を貫く普遍性は、運動の独自の発展の中で必然的に明らかにされていったわけだが、結局的には、それぞれの地域・取場の斗争との分離を克服しきれなかった。『斗鐘嶺と同じような在日朝鮮人はどこにでもいる』ことは語られても、それを、教育・進路保障・労務運動の具体的とりくみとして表現できず、中央での糾弾斗争一本の形態をとらざるをえなかった。運動路線と主体を向懸にしてゆかねばならない。以上の実は、東康、関田の違いとして象徴的である。

従って、これからの私たちの方向は、時間軸の長い地域への全面進出と、各取場を基盤とした蓄積という、旧来いわれてきた課題に正面からとりくみ、一歩ずつでも地道に進んでゆく以外ない。オニ次日立斗争は、オニの様は愚然的結びつき、発覚から糾弾という方向では全く開始できず、地域の社会的つながりの深化と各実践の強化（例えば、教育現場での総合評価を生みだすような）によって、初めて基盤がけられることを、改めて確認なくてはならない。そして、この方向こそ、来春の入管法上程阻止や申訴の斗い、韓国民主化斗争との共同斗争を交えうる唯一の本来的戦線であることも明白であろう。『神奈川朝鮮研』の設立は、これらの出発であると私たちは考えたい。

以上が神奈川朝鮮研の設立趣旨と方向性である。

現在、教育部会、歴史理論部会、入管・入国部会の三部会をつくり、組織理論の構築と活動の基盤を着々と築いている。民族差別斗争を個別に担うということでは、申訴法の強制退去問題を神奈川の地で「県下の入管体制の下での民族差別の現実に少しで」もくいこんでゆきたいとし、つい先日、外国人登録法改悪反対の討論集会を開くこ

など活発に動いている。また神奈川における在日韓国人・朝鮮人の民族差別を歴史と現実からとらえようと地域調査に取り組みはじめている。さらには、朝文研ニュースを発行し、三部会の活動を広く情宣するとともに民族差別に対する論理的視点を深めようとしている。

神奈川朝文研における具体的な活動(三部会)は次号で紹介する。

神奈川朝鮮問題研究会

〒210 神奈川県川崎市川崎区宮前 9-7

TEL 044-233-1555.

グループ紹介

民族差別と闘う神奈川キリスト者連絡会

代表 君島洋三郎 牧師

〒214 神奈川県川崎市多摩区生田 2392

TEL 044-955-2923

日本キリスト教団 生田教会

神奈川の地で牧会をしているキリスト者が、プロテスタント、カソリックという教派を超えて、在日韓国人への民族差別を許さないという取り組みをしている。

現在、月一回の勉強会を持ち、外国人登録法改正問題の学習、小沢有作著の「在日朝鮮人教育論」の読書会、あるいは、差別行政斗争についての報告会を持つなどの在日韓国人問題についての学習会活動を行っている。

連絡会の発足は、74年11月で、その頃、川崎でスタートした「地域の問題を考える連絡協議会」の構成団体でもある。

地域に根ざす

在日韓国基督教教会館[KCC]の活動

“地域運動研究会”発足す

KCC・関西韓国YMCA・韓国教会青年会中心に

去る1月24日、KCC会館においてKCCと関西韓国YMCAのスタッフそれに韓国教会青年会のメンバーが集まり、“地域運動研究会”(地域研)が結成された。同会館のある生野区旧猪飼野地域は、生野区の人口20万人中在日韓国人・朝鮮人が4万人いて、猪飼野地域にある御幸森小学校は在籍児童の約66%が在日韓国人・朝鮮人というように在日韓国人の密集地域であり、在日韓国人問題が山積されている所である。

第1回目の集まりは、今までの運動が問題中心で地域同胞の運動にならなかったという反省のもとに、差別の具体的な表れ此の場としての地域に集まっていくことによって、地域同胞との問題の共有化・民族的主体性の確立をめざすことが決まり、そのため旧猪飼野地域の中で4つのブロックが設定され、各ブロックごとに4～5人が家庭訪問をし、地域の調査・問題の把握とともに各人の意識を高めあっている。地域研は、各班少なくとも毎週一回家庭訪問し、毎月曜日にはその報告及び地域運動の基本方法の学習会をして内容の濃い活動を続けている。今までのところ新たな運動は起っていないが、家庭訪問を通じて児童手当・公営住宅の入居問題の外に在日韓国人の身体障害者に対する二重の差別や一人暮らしの老人の問題、環境の悪いアパートの問題、本名問題に現われる民族教育の問題等様々な問題が提起され、地域研に関わる人たちの意識を新たにしていく。また、同地域研には公立小学校に在学する外国人子弟の教育を考える会の日本人教師や、地域運動に関心をもち日本人牧師も参加して、有意義なアドバイスを与えてくれている。今後の地域研の展望としては、家庭訪問や地域集会を通して仲間作りをしていき、地域の問題を解決するため地域住民主体の運動を起していこうとしている。

大阪における児童手当と公営住宅入居問題と運動経過

大阪における児童手当・公営住宅入居要求斗争は、大阪J・C（韓国青年会計所）・K・C・C（在日韓国基督教会館）等の在日韓国人団体12団体と、在日外国人の人権を守る会等の日本人団体4団体の計16団体が、74年10月4日に大阪府、同11日に大阪市に公明質問書を提出することによって始った。11日には民団大阪府本部も市に対して要望書を提出することによって斗いに加わった。上記団体は同25日に才1回対府交渉・28日には才1回対市交渉を持ったが、府市とも差別撤廃に応じないばかりか、内部で在日韓国人の要求をどうするか打ち合わせすら行っておらず、まったく誠意のないものだった。このため要求側は、このような態度を厳しく追求していくとともに、民団を除く在日韓国人団体は、“在大阪韓国人の生活を守る会”（守る会）を結成し、広く署名活動を展開し、また各政党府議員団に支援要望書を提出するなど幅広く運動を進めてきたが、12月12日の才2回対府交渉、16日の才2回対市交渉においても双方とも才1回交渉時に守る会から出されていた“在日韓国人に対する差別を認めるか”という質問にもまともに答えず、児童手当・公営住宅入居の問題に關しても法解釈を述べるだけで、要求に対する具体的な解答は何も得られなかった。その後も守る会及び民団は署名等の情宣活動を続け、1月20日の才3回府交渉（黒田府知事出席）、2月7日の才3回市交渉においては、行政側も差別を認め、行政当局相互で検討し、差別撤廃の方向を示し、国にもゆらきかけるとの確答を得た。そして、4月4日大阪府側から、公営住宅入居に關して7月の募集時から実施する旨発表され、府下各市もそれにならうということで公営住宅の問題は一段落した。しかし児童手当は大阪市内だけでも対象者は1万人になり年向6億円の財源が必要となり、実現までは他地方より厳しい斗いを強いられている。

また、府下各市でも特に民団指導の下に児童手当・公営住宅入居要求が75年2月18日摂津市を皮切りに全域にわたって出され、高槻市摂津市東大阪市吹田市等市営住宅を持つ市は入居制限を撤廃することを約束し、柏原市などの市営住宅を持たない市でも同市内にある府営住宅に入居できるよう努力するということなので公営住宅入居問題は解決したが、児童手当は、大阪市・府同様具体的な解決策は出ていない。

人権を無視した入管当局の強制退去令

大阪

1. 黄さん一家強制退去向題

黄基淳さん(38)は、生活苦から'85年に韓国から密入国、'87年に同じく密入国した朴香蓮さん(28)と結婚し、苦しいながらも幸せな生活を送っていた。しかし、黄さん夫婦にとって、密入国者でありいつ強制送還されるかわからないという恐怖は、いつもつきまとっていた。そんなある日、近所に泥棒が入り、事情聴取に来た警官に外人登録証の提示を求められ、その場はうまく切り抜けたが、黄さん夫婦の恐怖心は絶頂に達し、長男・哲雄君の出生を杖に'89年7月22日西成警察署に自首、同時に入国管理事項所に特別在留許可願いを申請したが、翌年6月法務大臣の裁決によって強制退去命令が出され自費出国を余儀なくされた。その後、家事整理や、次男泰雄君の誕生・長女京子ちゃんの誕生・旅券の手続などの条件が重なり、1ヶ月に1度入管へ行き仮放免の手続きをする状態が4年間続いた。しかし、'92年7月12日入管で出国する意志なしと断定され基淳さんは拘束されて大村収容所に収容され、8月26日に帰国することになった。帰国の準備に追われていた8月17日、香蓮さんと京子ちゃんが通り魔に襲われ、京子ちゃんは死亡、香蓮さんも重傷を負った。このまま送還されたら、この事件でメチャクチャにされた黄さん一家はどこに賠償を求めればいいのか？基淳さんは、再度特別在留許可願いを申請し、自分の立場を法務省に訴えた。京子ちゃんを失った心の痛みと香蓮さんの看病で疲労困憊した基淳さんを見かねた近所の人々や、哲雄君が通っている「仏かり学園」の人たちが、黄さん一家に特別在留許可を求める運動を起した。これを知ったK・C・C等の韓国人団体と在日外国人の人権を守る会等の日本人団体も運動に加わり、9月に「黄さん一家を支援する会」が結成され、入管への陳情・署名運動をくり広げ、署名は1万2千名にも達した。この会の運動が実り、12月22日に特別在留許可がおりた。しかし、黄さん一家は、家族の基本的人権を守る為に、長女京子ちゃんの貴い命を奪われるというあまりにも高い代償を支払わねばならなかった。

2. 韓さん一家強制退去問題

「入国者であっても子供に他人と変わらぬ教育を受けさせたい。」こんな親としてあたりまえの気持を成就させようとしたため、韓敏央さん一家は強制送還さへようとしている。

韓敏央さんは、太平洋戦争中に日本で生まれ、日本の敗戦とともに帰国し、その後まもなく母親が死亡し、唯一の肉親である長兄も“日本軍人”として出兵させられたため一人になった幼ない韓さんは、伯父の家に引きとられました。このように韓さんは、帝国主義日本の被害をもうにこうむりました。その後韓さんは、伯父の農業を手伝い生活をしていましたが、60年高倉子さんと結婚し独立して生活をするようになると思いきい生活が強いられるようになりました。そのため倉子さんは62年に、韓さんは64年に親戚や知りあいを頼って入国し、再び日本での生活を始めました。日本での生活も苦しいものでしたが、韓さん夫婦の努力もあり、家業のメリヤス加工業も順調にいくようになりました。韓さんは、日本に来て以来所得税、府・市民税を納めているだけでなく、72年には善意銀行に10万円を寄付、翌年には交通遺事育英会関係に計10万円を寄付するなどして、社会福祉委員会から感謝状までもらっています。ところが韓さんの長男・英豪君が73年に小学校に入学する年になり、入学式当日の4月9日大阪市東淀川区教育委員会に入学許可を頼みに行ったところ、「外国人登録証がなければだめです」と断られたが、同日再び区教委から電話があり、入管に出頭すれば入学を許可してもいいと言われ、韓さんは、子供の教育のためやむをえず入管に出頭し、その日は仮放免を受けたが、同年9月14日強制退去命令が出され、韓さんは逮捕、収容された。4日後に保釈金を積んで、仮出所し、10月に特別在留許可の再審を申請したが、今度も75年2月7日に却下され、すでに退去令に対する不服申し立ての期限も切れてしまっていて、その後は一ヶ月ごとの退去の延長許可という形で進んでいた。

その後、英豪君の通う小松小学校の教師、PTA・近所の人たちを中心に韓さん一家の支援運動が起り、さらにK・C・C・在日外国人の人権を守る会も加わり、「韓さん一家を守る会」が結成され、署名、ビラまきを続け、1万5千名の署名が集り、守る会の運動が、新聞・テレビ・ラジオ等のマスコミで報道されるなど、世論も今までにない程盛り上がったが、5月14日入管は一ヶ月の退去延長も打ち切り、1ヶ月以内に自

主出国するか1ヶ月後に強制送還するという「守る会」でも予想だにしなかった処置に出た。「守る会」では、まだ希望を捨てておらず、今後も署名・ビラまきを続けていく方針で、他地方でも署名・ビラまき等の支援を要望している。

◎各運動体連絡先

◦在日韓国基督教会館 (KCC)

大阪市生野区中川西2-6-10

TEL 06 (731) 6801

◦在大阪韓国人の生活を守る会

大阪市南区鰻谷中え町4-8 韓国大阪青年会事務所

◦麟さん一家を守る会

韓国基督教会館内

◦黄さん一家を支援する会

大阪市西成区北津守4-4-35 曙光会みかり学園内

◦在日外国人の人権を守る会

高槻市富田町3-7-25 日本キリスト教団摂津牟田教会 桑原重夫

危機に直面する民族教育

京都韓国学園

現在京都市左京区にある京都韓国学園は、校舎建築後70～80年も経過して老朽化したもので、災害が起った場合生徒の身の安全も保障できないあり様です。また、校庭を狭く設備も不十分で、学生たちは悪条件の下での勉強を強いられています。これらは生徒募集にも悪影響を及ぼし、年々生徒数は急減しています。このため学園側は、校舎移転を決意し、本国からの援助と在日韓国人からの基金で銀閣寺近辺の土地を購入し、京都市から建築許可を得ました。ところが地元住民が「韓国人の学校が建つ」というので反対運動を起し、市に建築許可取消しを要求して、取り消さなければ「大文字の送り火」を中止すると圧力をかけて来ました。市は住民の圧力に屈し、工事半ばにして突然工事中止命令が出されました。学園側は、行政訴訟や地元住民との交渉を続けましたが、断念せざるを得なくなり、仕方なく梶原に予定地を変更しました。ところが、梶原の住民たちは、近くの洛西ニュータウン建設計画とも関連して環境破壊という口実を作らなかったもので、建設予定地以外に私有地である道路まで買収せよとして、当時の地価の10倍もの値段をつけました。ために、ここも建設断念せざるを得ませんでした。このような実りのない歳月が9年も過ぎ、学園側も今度こそという意気込みで、近くに高校や中学校もあり風致地区に指定されていて教育環境に恵まれている本多山の山林を1969年12月に買収し、市から造成許可を得ました。市からの許可条件は(1)進入道路を拡幅し交通に支障のないようにすること。(2)鉄砲水等の水害対策として擁壁や防護施設の工事をすること。(3)事前によく話し合い後日紛争のないようにすること。(4)文化財保護法に基づき学園側の費用負担で発掘調査をすること等で、これらは、市の環境保全条例より厳しいものであるにもかかわらず学園側は地元住民に対する配慮からこの条件をのみました。それにもかかわらず本多山地元住民は造成許可がおりたのを知ると本多山造成反対委員会を作り反対運動を起しました。住民の反対理由は、①造成工事を行なうことは自然環境の破壊であり、生活権の侵害である。②工事に伴う鉄砲水などの災害発生による生存権の侵害。③ダンプ運行等による交通災害、工事に伴う公害の発生、等を上げている。しかし、これらは市との固

で決められた造成許可条件の中で十分な対策が示されており、それにもかかわらず住民から反対運動が起るといふことは、先の銀南寺、檜原の住民と同様、彼らの中には日本社会特有の民族排外主義が流れているのは明白であると学園側は見ている。

難行する3者会談

韓国学園建設の爲に残された道は、現在進められている市・学園・地元住民との3者会談で合意を得ることだ。学園側としては予定地の変更は根本的な解決にならないとして、あくまでも3者会談で解決しようとしています。

'73年9月20日にもたれた第1回3者会談では相方の主張を出しあっただけで終り、その後1ヶ月に1回3者会談がもたれて本多山造成の件について話し合いが続けられ、ようやく'74年5月8日の第7回3者会談で造成とは切り離したかたちで文化財発掘調査をすることが決まり、調印にこぎつけました。そして7月から試掘調査を実施し、10月21日の第8回3者会談で報告して、本調査に移ろうとしましたが、地元住民側が、造成と調査は切り離すことが確認されているにもかかわらず本調査は造成につながるとして反対したために、実施できなくなりました。このような住民のかたくなな態度で今日に至るまで本調査すらできずにいます。

京都韓国学園を支援する運動体とその活動

京都韓国学園建設問題に表われた住民エゴから民族教育を守る運動は、同志社大学の教授、学生を中心に起り、「京都在日外国人の民族教育を守る会」(守る会)を作って署名活動、機関紙「きつつき」の発行を通して広く大衆に訴えてきました。また、韓青・韓学同・韓国教会青年を中心に在日韓国人の間にも運動が起り、「京都韓国学園建設促進青年協賛会」を結成して、署名、ビラまきを通して在日韓国人に訴えるとともに、週1回定期的に集りをもつて、学習会や今後の対策の検討、資料の作成等の活動をして、3者会談に臨む学園の大きな力になっています。これらの団体は他団体とも協力し、「京都韓国学園建設促進連絡協賛会」を作り、相互の情報交換や3者会談の検討をするなど運動の広がりを目指しています。'74年12月18日には「連絡協賛会」が主催して、大衆集会を持ち、これを契機に各運動体に大きな力となりました。また、青年協賛会では、現在焦点となっている住民との間に直接話し合うため、グループアを作

って家庭訪問することにし、5月末まで家庭訪問し終える予定です。

これらの運動体は署名運動等の協力を全国に呼びかけています。

◎各運動体連絡先

○京都在日外国人の民族教育を申る会

京都市上京区烏丸今出川東入 同志社大学神学部フィールドワークオフィス気付

○京韓韓国学園建設促進青年協賛会

京都市右京区西院矢掛町 在日大韓基督教京都学教会内 TEL 075(311)5051

○京韓韓国学園建設促進連絡協賛会

京都市左京区吉田牛の宮町22 YMC A同盟学生部 林仁誌

——資料紹介——

外国人子弟の教育についての諸問題 【~~秘~~資料集】

(主として就学手続について)

この資料は、日本政府の戦後の在日外国人とリわけ在日韓国人・朝鮮人の教育政策の推移を示してあって、在日外国人に対して日本人同様就学通知を出して義務として就学させていたのが希望者のみ就学させるようになったいきさつを知ることができる。又、特に韓・日会談による在日韓国人の法的地位協定に基づく、在日韓国人の教育に関する文部省通達や、外国人のみ收容する教育施設取扱いについての通達——各種学校としても認定すべきでない等——、外国人の入学手続きについての教育委員長の通牒等は、国や地方自治体の教育関係者が、どういう意図をもって在日外国人の教育を進めているのか知る意味で貴重である。

この資料集は~~秘~~文書ですので入手困難ですが、希望される方は、RAIKからお送りします。(1部300円・送料55円)

資料案内

★RAIK発行資料

- ◎在日韓国人の斗争—民族の苦難をのりこえて— (NO.1) 200 円
- ◎韓国キリスト者の叫び (NO.2) 200 円
- ◎京都韓国学園問題 (NO.3) 100 円
- ◎申京煥氏強制退去問題 (NO.4) 100 円
- ◎児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動 (NO.5) 100 円
- ◎全国版—在日韓国人の斗争—児童手当・公営住宅入居等の生活権擁護運動の記録 (NO.6) 200 円

★各運動体発行資料

- ◎「マイノリティ—問題と宣教戦略」会誌報告 在日大韓基督教会総会刊 100 円
- ◎五洲(コゲ) オ1集・2集 在日大韓基督教女伝道会全国連合会刊 各 300 円
- ◎燈台 オ29号・30号 在日大韓基督教青年会全国協賛会刊 各 300 円
- ◎日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協賛会刊 200 円
- ◎申京煥君の強制送還を許すな! 申君支援運動資料集 NO.1
申君を支える会刊 300 円
- ◎日本人にとって何が向わ込んでいるか—在日朝鮮人の歴史と位相—
阪神地区同和教育協賛会・兵庫県高校進路指導研究会阪神支部共編 200 円
- 「アジアの政治犯」(月刊) アジア政治犯情報センター刊 100 円
東京都千代田区猿樂町1-5-3 鈴木ビル3F B
- 京都韓国学園建設促進に向けて 京都韓国学園建設促進連絡協賛会刊 200 円
- ◎京都韓国学園問題資料I—우리学園은 우리 힘으로—
京都韓国学園建設促進青年協賛会刊 200 円
- ◎在日朝鮮人の就取差別について—朴鍾碩君の裁判をてかかりに—
朴君を囲む会刊 50 円
- ◎原告(朴鍾碩)および被告(株式会社日立製作所)の主張(資料集 NO.1)
朴君を囲む会刊 300 円

◎証言集 1 (朴君を囲む会資料集 No.3)	朴君を囲む会	200 円
◎証言集 2 (" " No.4)	"	150 円
◎証言集 4 (" " No.5)	"	150 円
◎朴鍾碩・就取差別裁判三年間の地平	"	400 円
◎就取差別裁判・判決全文	"	100 円
◎韓国自由言論実践白書 アジア政治犯情報センター他刊		200 円

◎印は R A I K に在庫有り。○印は直接発行団体から取り寄せ下さい。

編集後記

・創刊号に掲載することのできなかったグループと運動のニュースが多くあります。とくに、仙台、九州の地で民族差別と闘っているグループの報告を、紙数の関係上掲載できなかったのは残念でなりません。次号には是非掲載したいと思います。

単なる運動の現象結果のみを記事化するのではなく、より深く運動の実体にせまったニュースをと考えながら編集を試みましたが、資料集的な観がなくもありません。読者諸氏の批判をあおぎます。

3号ぐらいまではこうした形のニュースとし、4号ぐらいから活字化したB4版4頁ほどのものにしたいと考えております。

このニュースは、いかに多くの情報入手し保存するかにかかっています。購読グループ、読者の情報提供を強く望んでやみません。 (B.J)

・各地の運動をニュース化していく中で、民族差別と闘う仲間のか強さを感じるとともに、それがどの程度までめきいたか不安になります。今後の各地の運動に、このニュースが少しでも役立てられたいら、うれしいと思うとともに、そのためには情報の交換がひんぱんに行なわれなければならないと痛感しています。

民斗連ニュースの発行を契機に、それぞれの運動の連帯と発展を願っています。

(K.S)

発行日 1975年6月1日 毎月1回発行

発行人 民族差別と闘う連絡協議会

発行所 在日韓国人問題研究所(RAIK)
〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL 03-203-7575
